

豊人人第 548 号
令和 3 年(2021 年)8 月 4 日

豊中市男女共同参画審議会会長 様

豊中市長 長内 繁樹
(公印省略)

豊中市男女共同参画推進条例第 9 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

「豊中市DV対策基本計画」を包含する新たな「第 3 次豊中市男女共同参画計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

趣 旨

本市では、平成 12 年（2000 年）に、男女共同参画推進の拠点施設として「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」を開設するとともに、平成 15 年（2003 年）制定の豊中市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 24 年（2012 年）に「第 2 次豊中市男女共同参画計画」を策定いたしました。

また、本市ではこれまで「豊中市男女共同参画計画」に基づいて配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）防止等の取組みをすすめてきましたが、DV 被害の多くは女性であり、配偶者等が暴力を加えることは、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現の妨げになっていることから、平成 23 年（2011 年）に「豊中市 DV 対策基本計画」を策定いたしました。

さらに、平成 29 年（2017 年）3 月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨もふまえ「第 2 次豊中市男女共同参画計画」の中間見直しを行い、同計画の改定及び「第 2 次豊中市 DV 対策基本計画」の策定を行いました。

この間、これらの計画に基づき施策の展開を図ってまいりましたが、なお男女の性別役割分担意識や社会慣行等が依然として残されている現状があります。

また、DVをはじめとする男女の性に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現に向けた課題は未だ多く存在しています。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の生活や雇用に大きな影響を与えており、男女共同参画・ジェンダー平等の重要性を改めて認識する機会となったほか、人々の暮らしや働き方、価値観、社会経済活動を見直す契機となっています。

本市においても社会情勢の変化に対応し、すべての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができる社会を実現することが重要です。

そこで、これまでの社会経済情勢や国・府の動向をふまえ、今後の男女共同参画施策を効果的、効率的に推進していくため、令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間を計画期間とし、「豊中市DV対策基本計画」を包含する「豊中市男女共同参画計画」の新たな計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。